

業庫第46号(例)
2023年12月11日

代理店引受金融機関本部
(電子収納承認先) 御中
歳入代理店引受金融機関本部
(電子収納承認先)

日本銀行業務局

「日本銀行国庫金電子収納事務取扱手続」の一部改正に関する件

国庫金の電子収納にかかる事務の一部について、日本銀行業務局における取扱部署を変更したことに伴い、標記規程(平成16年1月7日付業庫第2号別紙)の一部を別紙のとおり改正し、2023年12月18日から実施することとしましたので、通知します。

(注) 本件改正は、国庫金の電子収納にかかる事務の一部について書面提出先を変更するものであり、それ以外の事務に変更は生じません。

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ 03-3279-1111 (代表)
直井 (内線: 3328)、荒川 (内線: 3334)

以上

「日本銀行国庫金電子収納事務取扱手続」中一部改正

○ III 3. を横線のとおり改める。

3. 小切手不渡りの連絡を受けた場合の取扱い

(1) 電子収納受入店から小切手不渡りの連絡を受けた場合は、速やかに日本銀行本店（業務局業務運行統括国庫計理業務グループ）に連絡する。

(2) 電子収納受入店から領収済額取消通知書の写の送付を受けたときは、日本銀行本店に提出^(注)する。

(注) 自行庫等の本部から、日本銀行業務オンラインにより提出する。この場合、当該本部は、日本銀行本店（業務局業務運行統括国庫計理業務グループ）に対し、提出後速やかに電話連絡を行う。

以下略（不変）